

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
の翌日)

土砂の崩壊の防備

- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第五百十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年十月十五日

鳥取県知事 石破二朗

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地 開 設 者

昭和四十年九月二十日 竹田内科医院 米子市昭和町三〇番地三 竹田 明

鳥取県告示第五百十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十年十月十五日

鳥取県知事 石破二朗

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地 開 設 者

八頭郡八東町大字東字上ノ山五五八一二、用瀬町大字鷹狩字乙木推谷一、
一六四、字安藏谷一一七六

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
二 保安林として指定された目的

告 示

鳥取県告示第五百十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年十月十五日

鳥取県知事 石破二朗

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地 開 設 者

小酒洋一 気高郡氣高町宝木 鳥医一、一五三 昭和四十年十月二日

鳥取県告示第五百十八号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十年産米穀の政府に売り渡すべき時期を昭和四十一年二月二十八日までと定めたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏 名 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地
八振第七一号 昭四〇、九、二一 藤原とし子 八頭郡智頭町大字智頭六五八の一〇 住所に同じ。

鳥取県告示第五百二十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十年十月七日から用途廃止した。

昭和四十年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	地	目	面	積	用	途
鳥取市湖山町字池淵外浜一七六〇番一地先、一七八番地先、一七八番二地先	農道敷	二五・一六坪	農道敷				

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十五号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十年十月十五日

鳥取県教育委員会委員長 萩 原 治 郎

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県告示第五百十九号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一日時 昭和四十年十月十九日 午後二時
二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
三 議題 1 昭和四十年度教育表彰について
2 市町村教育委員会教育長の承認について
3 その他